


令和元年 7 月 2 日

湯河原町万葉公園再整備事業公募設置等計画の認定について

都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 5 条の 5 第 1 項の規定により、次のとおり公募対象公園施設の場所を指定し、公募設置等計画が適当である旨を認定します。

- |               |  |
|---------------|--|
| 1 認定計画提出者     | グループ名 NOTE グループ<br>代表構成団体 株式会社 NOTE<br>構成団体 設計事務所岡昇平<br>構成団体 小野建設株式会社  |
| 2 認定をした日      | 令和元年 7 月 2 日   |
| 3 認定の有効期間     | 基本協定締結日から 20 年間  |
| 4 公募対象公園施設の場所 | 万葉公園内指定場所<br> : 公募対象公園施設の設置予定区域 |

